

●DVとは？

配偶者などが相手を思い通りにコントロールし、支配するために暴力をふるうことです。

これは人権侵害にあたります。

暴力にはいろいろなものがあります。

身体的暴力

なぐる、ける、物を投げつけるなど

精神的暴力

大声でどなる、脅す、無視する、バカにするなど

性的暴力

いやがっているのに性行為をしようとする、妊娠しないように協力してくれないなど

社会的暴力

外出、メール、電話をしていると怒られるなど

経済的暴力

借金を何回もする、生活費を渡さないなど

子どもを巻き添えにした暴力

子どもに暴力をふるう、子どもの前で暴力をふるうなど

緊急時の持ち物リスト

□お金 □キヤッッシュカード（自分のもの）

□通帳（自分や子どものもの） □印鑑

□健康保険証

□身分証明書となるもの（運転免許証など）

□携帯電話 □着替え □薬・お薬手帳

□母子手帳・年金手帳・障害者手帳など

□DVの証拠になるもの（診断書・写真など）



○危険を感じたら…

すぐに110番へ！



○夜間・休日の相談窓口

子ども・女性電話相談

電話 025-382-4152

DV・児童虐待相談フリーダイヤル

電話 0120-26-2928
午前9時～午後10時 年中無休

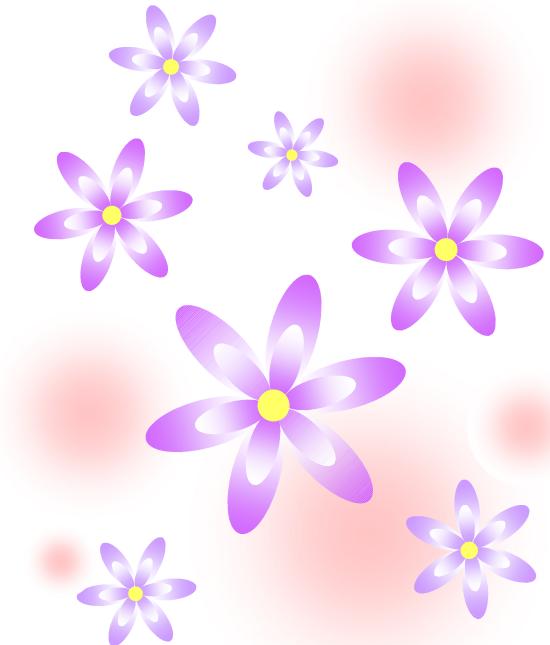
長岡市配偶者暴力相談支援センター

電話 0258-33-1233

受付時間 月～金曜日 午前10時～午後4時30分
水曜日 午前10時～午後7時
土曜日 午前9時～午後3時30分
(祝日と12月29日～1月3日はお休みです。)

あなたは

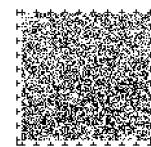
ひとりではありません。



DV（配偶者や恋人からの暴力）の

悩みと一緒に考えます。

ながおかしはいぐしゃぼうりょくそだんしえんせんたー^{長岡市配偶者暴力相談支援センター}



ながおかしはいぐうしゃぼうりょくそくだんしえんせんたー 長岡市配偶者暴力相談支援センターでは

でいーぶい こま ひと はなし き
D Vで困っている人の話を聞き

あんしん く
安心して暮らせるようにおてつだいをします。

にんしん
妊娠しないように
きょうりょく 協力してくれない…

ぼうりょく
暴力をふるう
おっと に
夫から逃げたい…

おっと こわ
夫が恐くて
しかた 仕方がない…

こいびと なんかい め ー る でんわ
恋人が何回もメールや電話をしてきて、
へんじ おこ
返事をしないと怒る…

おっと せいかつひ
夫が生活費を
わた 渡してくれない…

ほんの少しの勇気で
あなたは人生を変えることができます。
まずはお電話ください。
相談は無料です。秘密は堅く守られます。

■ 女性の相談員がお話を伺います。

● あなたの「がまん」が、子どもへの虐待につながることも

● D V被害者には20～40代の子育てをしている女性が多い。その子どもたちは家庭の中でつらい思いをしています。
・子どもが、家庭内の暴力を見て、いつもど

きどきしたり、おどおどしている。
• D Vで困った母親から子どもが暴力を受ける。

子どもが長い間、親のD Vを見ていると、いやな思いをたくさんして、心に深い傷を受けてしまいます。
これは、児童虐待になります。

● 配偶者暴力防止法 (D V防止法)とは?

はいぐうしゃぼうりょくぼうしほう
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」といい、D Vで困っている人を守り、安心して暮らせるようにするための法律です。

あいて けっこん
相手と結婚していなくても相談できます。
がいこくじん そうちん
外国人も相談できます。

● 保護命令とは?

- でいーぶい ひと
D Vをする人に
- ① 近づいてはいけません。
 - ② 電話やメールをしてはいけません。
 - ③ 子どもにも近づいてはいけません。
 - ④ 親戚や兄弟にも近づいてはいけません。
 - ⑤ 住んでいる家から出ていってほしい。
と、裁判所から命令することができます。

あなたにはNOという権利があります

ながおかしはいぐうしゃぼうりょくそくだんしえんせんたー
長岡市配偶者暴力相談支援センター

0258-33-1233